

最高裁秘書第2437号

平成30年6月8日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

( 理由説明書の写しについて (送付)

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第13号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年6月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成30年6月7日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、事件記録に該当しないものの裁判に密接に関連する文書とは、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書等をいうものと解される（平成28年度（最情）答申第24号）ものの、本件対象文書は、裁判官等が申合せを行った結果を記載したものではないことから、司法行政文書開示手続の対象となる旨を主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

最高裁判所の各小法廷の審議期日表（直近に作成されたもの）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示申出に対し、平成30年3月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

- ア 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書である。
- イ 苦情申出人が開示を求める審議期日表は、審議事件について、審議期日及び審議期日における審議順序が決まると、裁判手続である審議及びその準備のために作成されているものであって、司法行政事務の用に供されるものではない。したがって、同文書は、裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらないことから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。
- ウ よって、本件開示申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。